

議第357号

通称を命名する権利の付与の対象とする施設について（須釜公園）

通称を命名する権利の付与の対象とする施設を次のように定める。

令和5年2月16日提出

京都市長 門川大 作

名 称	須釜公園
位 置	京都市伏見区下鳥羽葭田町132番地

提案理由

須釜公園を、通称を命名する権利の付与の対象とする必要があるので提案する。